

入 札 説 明 書

関東森林管理局中越森林管理署森町森林事務所庁舎新築工事監理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年3月11日

2 支出負担行為担当官 関東森林管理局長 志知 雄一

3 業務概要等

(1) 業 務 名 関東森林管理局中越森林管理署森町森林事務所新築工事監理業務

(2) 業務場所 新潟県三条市庭月字道端3-2

(3) 業務内容 事務所庁舎の新築工事（木造平屋建：床面積49.82㎡）

詳細は別冊図面及び内訳書のとおり

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

(5) その他

- ① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・ 受付窓口：関東森林管理局 総務企画部 経理課 電話：027-210-1149

群馬県前橋市岩神町4-16-25

・ 受付時間：9時から17時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

- ② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 入札時において有効な令和5・6年度の関東森林管理局における「測量・建設コンサルタント等」の業種区分「建築士事務所」に係る「B等級」又は「C等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手

続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４） 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種業務を完了した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 5 月 24 日付け 11 林野管第 84 号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

また、設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

なお、業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせることはできないものとする。

同種業務：木造建築物の設計図書作成業務又は監理業務

（５） 本業務の実施にあたり、次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

① １級建築士若しくは２級建築士の資格を有する者で、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

② 平成 21 年度以降に（５）に掲げる業務において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。

③ 配置を予定する管理技術者は、申請者と直接的な雇用関係がある者であること。

（６） 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７） 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（８） 本店又は支店若しくは営業所が、関東森林管理局管内の区市町村に所在すること。

- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間：令和6年3月12日から令和6年3月26日までの休日を除く9時から17時まで。

イ 提出方法：電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1)、「資料等」(表紙1及び別記様式2、3)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、ファイルの合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送(書留郵便に限る。締切日時必着)で提出すること。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより送信すること。

(ア) 持参又は郵送する旨の表示

(イ) 持参又は郵送する書類の目録

(ウ) 持参又は郵送する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送の場合の提出先は次のとおりとする。

提出場所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25

関東森林管理局 総務企画部 経理課 電話：027-210-1149

ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル LZH 形式

② 紙入札方式による提出の場合

ア 受付期間：令和 6 年 3 月 12 日から令和 6 年 3 月 26 日までの休日を除く 9 時から 17 時までとする。

イ 受付場所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25

関東森林管理局 総務企画部 経理課 電話：027-210-1149

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

以下、①の同種業務の実績及び②の配置予定の技術者の同種業務の経験については、業務が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 同種業務の施工実績（別記様式 2 関係）

上記 4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の業務実績を別記様式 2 に 1 件記載すること。

② 配置予定の技術者の資格等（別記様式 3 関係）

ア 上記 4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を別記様式 3 に 1 件記載すること。

イ 他の業務の従事状況においては、国、県、市町村及び民間全てにおいて、専任又は非専任の立場に関わらず記載し、本業務を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、専任により配置すべき業務に該当する場合であって、配置予定技術者が実行中の他の業務に従事している場合は、現場業務に着手する時点（工程表等の業務計画書類を提出する時点とする。）において、次の事項を満たしていること。

（ア）他の業務の完成検査が終了していること。

（イ）その他の事由により当該業務に専任できること。

ウ 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。

③ 契約書の写し

① の同種業務の業務実績及び②の配置予定技術者の同種業務の経験においては、業務実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

④ 資格確認通知書の写し

競争参加資格の確認のため、令和５年度及び令和６年度に係る一般競争の「資格確認通知書」の写しを提出すること。

(４) 資料の作成説明会

原則として実施しない。

(５) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(６) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和６年３月２８日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(７) 資料のヒアリング

原則として実施しない。

(８) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

６ 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(１) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和６年４月８日１７時まで

② 提出場所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25

関東森林管理局 総務企画部 経理課 電話：027-210-1149

③ 提出方法：持参による。郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(２) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和６年４月１１日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

７ 入札説明書に対する質問

(１) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 受領期間：令和６年３月１１日から令和６年４月８日まで

(持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日９時から１７時まで。)

② 提出場所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25

関東森林管理局 総務企画部 経理課 電話：027-210-1149

③ 提出方法：書面の持参又は郵送による（様式自由）。

郵送による場合は、令和6年4月8日午前中必着とする。

（2）（1）の質問に対する回答は、書面により行う。

また、（1）の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和6年4月9日から令和6年4月11日まで毎日9時から17時まで。

② 閲覧場所：（1）の②に同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

（1）電子入札システムによる場合

入札開始日時：令和6年4月12日9時00分

入札締切日時：令和6年4月15日10時00分

（2）持参による入札の場合は、令和6年4月15日9時55分までに関東森林管理局2階会議室へ持参のうえ入札すること。この場合、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

（3）開札は、令和6年4月15日10時05分に関東森林管理局2階会議室において行う。

9 入札方法等

（1）入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金：免除

（2）契約保証金：免除

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業業務請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」

に、第5項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

1.1 積算内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を電子入札システムにより提出すること。

積算内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額等については、必ず記載すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

積算内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに積算内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、積算内訳書のファイルの容量が3MBを超える場合には、次のイによること。

イ 郵送について

積算内訳書が3MBを超える場合には、積算内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。

郵送で提出する場合には、積算内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送に当たっては書留郵便を利用し、二重封筒で表封筒に「積算内訳書在中」と朱書きし、中封筒に積算内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し、電子入札システムにより送信すること。

（ア）郵送等する旨の表示

（イ）郵送等する書類の目録

（ウ）郵送等する書類のページ数

（エ）発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、郵送の場合の提出先は6の（1）の②に同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合のファイル形式については、5の（1）の①のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに積算内訳書を提出すること。

- (2) 提出された積算内訳書は返却しないものとする。

- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名を行った積算内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された積算内訳書について説明を求めることがある。

また、当該積算内訳書未提出業者の入札を無効とする。

1 2 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

1 3 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格にない者に該当する。

1 4 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。なお、この調査期間に伴う当該業務の履行期限延期は行わない。

1 5 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取り交わしをするものとする。）。

1 6 支払条件及び違約金

（1）前払金：無

（2）中間前金払い及び部分払 中間前金払：無・部分払い：無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業業務請負契約約款第 4 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 5 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 55 条中「10 分の 1」を「10 分の 3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業業務請負契約約款第 35 条第 1 項中「10 分の 3」を「10 分の 2」に、第 5 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、読み替えるものとする。

1 7 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 の（5）の①に同じ。

18 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。
再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (7) 共通仕様書については、「公共建築設計業務委託共通仕様書」、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（監修：国土交通省大臣官房営繕部）等を参照すること。
- (8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。